

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成29年9月15日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇第25282号（平成29年8月30日に関する公開資料の「徳島県指令〇〇第28001号」平成28年4月8日の県民局長に報告した伺い書類及び「〇〇第25019号平成28年4月8日付けの農林水産部長に報告した関係書類」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

平成29年9月29日、実施機関は、本件請求に係る農山漁村振興課が所管する公文書について、「実施機関は、当該文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である」ことを理由として、条例第12条第3項に基づく公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

平成29年10月2日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

平成30年2月20日、実施機関は、審査請求人に対し審査請求書の補正を求めたところ、同月22日に審査請求書の補正がされた。

### 4 諮問

平成31年1月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

### 2 審査請求の理由

公開請求した書類がないと拒否した伺い書類がないのはおかしい。

それを隠ぺい及び隠す行為は、正に「枉法行為」と確認した。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

農山漁村振興課は、審査請求人が本件請求の対象となる公文書を、「平成28年4月8日付け徳島県指令〇〇第28001号」について〇〇総合県民局長に報告した伺い書類及び「平成28年4月8日付け〇〇第25019号」について農林水産部長に報告した伺い書類であると特定した。

「平成28年4月8日付け徳島県指令〇〇第28001号」については、〇〇総合県民局〇〇部〇〇（以下「〇〇部〇〇」という。）が作成したものであり、農山漁村振興課では作成していないため、本件請求に係る公文書は存在しない。

「平成28年4月8日付け〇〇第25019号」については、〇〇部〇〇が作成し、農山漁村振興課に定款変更についての公告事務の依頼文書として送付されている。宛名は農林水産部長となっているが、徳島県事務決裁規程により定款変更の公告については農山漁村振興課長の専決事項であるため、農林水産部長へ報告はしておらず、本件請求に係る公文書は存在しない。

以上により、本件請求に係る公文書を保有していない。

#### 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年月日                    | 内 容 |
|------------------------|-----|
| 平成31年1月28日             | 諮問  |
| 令和5年6月15日<br>第2部会（第1回） | 審議  |
| 同年 7月20日<br>第2部会（第2回）  | 審議  |

#### 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、平成28年4月7日付けで〇〇土地改良区から申請のあった定款変更の認可を〇〇総合県民局長に報告した伺い書類の公開を求めるものである。

本件請求に対して、実施機関は、本件請求に係る公文書を、〇〇部〇〇が平成29年8月30日付け〇〇第25282号で公開した、(1)〇〇土地改良区の定款変更認可書類である徳島県指令〇〇第28001号について、〇〇部〇〇が差出人である徳

島県〇〇総合県民局長に対して認可の決裁をする際に報告した資料（以下「資料１」という。）及び(2)〇〇第２５０１９号で農林水産部長宛依頼したことについて、農林水産部長に報告した資料（以下「資料２」という。）であると特定しているが、この点については特別不合理な点はない。

## 2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

### (1) 資料１の保有の有無について

実施機関は、本件土地改良区の定款変更の認可書については、農山漁村振興課では作成していないため、資料１を作成しておらず、保有していない旨主張しているため、以下、保有の有無について検討する。

土地改良区の定款の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならないとされている（土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第３０条第２項）。徳島県においては当該認可の権限が知事から東部農林水産局長及び総合県民局長に委任されており（徳島県事務委任規則（昭和４２年徳島県規則第１６号）第８条、別表第３第５３号５及び別表第２の２徳島県東部農林水産局長の項第４号８）、〇〇総合県民局においては当該認可の事務が部長又は副部長の専決事項とされている（徳島県事務決裁規程（昭和４２年徳島県訓令第１６０号）第１１条の２第１項）。

審査請求書に添付された本件土地改良区の定款変更の認可（平成２８年４月８日付け徳島県指令〇〇第２８００１号）に係る決裁文書によると、主たる事務所を〇〇市内に置く本件土地改良区の定款変更の認可については、〇〇市を所管区域とする〇〇部〇〇の職員が起案し、〇〇部〇〇を総括する副部長の決裁を受けたのであるから、定款変更の認可の事務は〇〇部〇〇で完結しており、農山漁村振興課は関与していないことが認められる。

したがって、本件土地改良区の定款変更の認可については、〇〇部〇〇において行ったため、農山漁村振興課では認可書を作成しておらず、資料１は存在しないという実施機関の主張に不合理な点はないものと認められる。

### (2) 資料２の保有の有無について

実施機関は、本件土地改良区の定款変更の公告については農山漁村振興課長の専決事項であり、農林水産部長へは報告していないため、資料２は存在せず、保有していない旨主張しているため、以下、保有の有無について検討する。

都道府県知事は、土地改良区の定款変更の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならないとされている。当該公告の事務は、農山漁村振興課長の専決事項とされており（徳島県事務決裁規程別表第４農山漁村振興課長の項第１号５）、定款変更の公告は、認可した旨を県報に掲載する定型的な事務であるから、徳島県事務決裁規程第１８条の「別に上司から指示されたもののほか、専決処理した事項のうち上司において事務管理上その他の理由により特に了知しておく必要があると認められるもの」に該当せず、農林水産部長に報告を要しないものと認められる。

したがって、本件土地改良区の定款変更の公告については、農林水産部長へは報告していないため、資料２は存在せず、保有していないという実施機関の主張に不合理な点はないものと認められる。

### 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第２部会委員名簿

(５０音順)

| 氏 名    | 職 業 等                | 備 考 |
|--------|----------------------|-----|
| 綾野 隆文  | 弁護士                  |     |
| 岩田 晴美  | 四国大学生生活科学部教授         |     |
| 小田切 康彦 | 徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授 | 部会長 |
| 榊本 久実  | 税理士                  |     |